○海上保安庁告示第百二十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　京葉シーバース灯

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の南西方約一二キロメートル）

北緯　三五―三〇―四二

東経　一三九―五六―一三

変更した事項

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の南西方約一二キロメートル）

北緯　三五―三〇―四一

東経　一三九―五六―一四

記事

一　附属施設

イ　副灯四個

(一)　灯質　モールス符号白光毎九・五秒に一U（・・―）

(二)　光度　実効光度二七〇カンデラ

(三)　光達距離　平均水面上から灯火まで一六メートル

(四)　高さ　六・五海里

(五)　設置場所　本灯の北東方約一三〇メートル、北東方約二四〇メートル、南西方約一二〇メートル及び南西方約二四〇メートル

(六)　記事　副灯四個は、本灯に同期している。

ロ　モーターサイレン二個　吹鳴周期　二七秒をへだて三秒間吹鳴

(二)　設置場所　本灯の北東方約二四〇メートル及び南西方約二四〇メートル

ハ　レーダー反射器

二　京葉シーバース株式会社管理

変更年月日　平成二十三年四月十四日

○海上保安庁告示第百二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大阪府阪南港阪南一区埋立護岸北灯台

位置

所在地　大阪府阪南港第二区（阪南一区埋立護岸北端）

北緯　三四―二八―二〇

東経　一三五―二一―四六

変更した事項

高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル

変更年月日　平成二十三年四月二十日

○海上保安庁告示第百二十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度三五分、北緯三八度四五分、東経一四〇度五五分、東経一四五度二〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年六月二十六日から平成二十三年七月六日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二十四号（平成二十三年六月二十四日発行）

○環境省告示第四十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から適用する。

平成二十三年六月二十七日

環境大臣　松本　龍

第二条第一号ニ(4)及び同条第二号ニ(5)中「第五十八条」を「第九十二条第一項」に、「助教授、助手」を「准教授、助教」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第六号ニ(4)中「第五十八条」を「第九十二条第一項」に、「助教授、助手」を「准教授、助教」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第七号中「アノリス・アングスティケプス」を「アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス」に、「アノリス・ガルマンニ（ガーマンアノール）」を「アノリス・ガルマニ（ガーマンアノール）、アノリス・ホモレキス」に改め、同条第八号ニ(4)中「第五十八条」を「第九十二条第一項」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項に規定する」を加える。

○関東地方整備局告示第三百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十七日　関東地方整備局長　下保　修

一　業務を廃止しようとする者の名称　財団法人住宅保証機構

二　業務を廃止しようとする者の住所　東京都港区芝五丁目二十九番十四号

三　業務を廃止しようとする者の登録番号　関東地方整備局長　7

四　廃止しようとする評価の業務の範囲

評価の業務の全部

五　廃止しようとする年月日

平成二十三年六月三十日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　一六・〇メートル　四～二八・八メートル

後　一八・六メートル　〇～二八・八メートル　〇・六三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字中島川原二九五〇番一から同町大字湯沢字中島川原一六八三番一まで